

## 固定資産の現況調査にご協力ください

町では、固定資産税の適正な課税を行うため、土地・家屋の現況調査を実施しています。必要に応じて立ち入り調査をさせていただき、土地の利用状況や家屋の建築年などをお聞きする場合がありますので、調査にご協力をお願いします。なお、調査に伺う職員は身分証明証を携帯しています。

## 家屋の異動・変更の手続きについて

毎年1月1日時点で存在する家屋には、その所有者に対して固定資産税が課税されます。適正な課税を行なうため、家屋を新築または取り壊した場合、家屋の所有者が変更になった場合は早めの手続きをお願いします。

【新築したとき】家屋を新築した方は、木古内町役場税務課までご連絡ください。

【取り壊したとき】

(1)登記されていない家屋の全部または一部を取り壊した場合は、「家屋滅失届出書」を木古内町役場税務課までご提出ください。

(2)登記している家屋の全部または一部を取り壊した場合は、遅くともその年のうちに、函館地方法務局にて取り壊し（滅失）の登記を完了させてください。

【売買、相続等により所有者を変更したとき】

(1)登記されていない家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届」を木古内町役場税務課までご提出ください。

(2)登記している家屋の所有者を変更した場合は、函館地方法務局にて所有者変更（所有権移転）の登記をしてください。

■問い合わせ 税務課税務グループ ☎01392-2-3131

## 空き家の解体を補助しています

木古内町では、町内に所在する空き家の解体（除却）に要する費用の一部を補助しています。

○補助の対象となる空き家

- ・概ね1年以上使用実態がない、一戸建ての住宅（住宅兼店舗等も含む）
- ・長屋・共同住宅（全住戸が利用されていないもの）

○補助対象者

- ・補助の対象となる空き家の所有者（所有者が死亡している場合は相続人等）

○補助の対象となる経費

- ・空き家及びそれに付随する家財等並びに敷地内の工作物等を解体（除却）する工事費用

○補助率と補助限度額

- ・事業費の2分の1（1,000円未満切り捨て）
- ・補助限度額600,000円

※建て替えを目的とした空き家の解体は対象となりません

※解体工事は木古内町空き家解体除去施工業者一覧に登録されている業者に依頼する必要があります

※解体工事後の土地は工事後1年の間、営利目的の活用や、有償での譲渡・貸与が制限されます

このほかにもいくつか要件がありますので、詳細については下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

